

平成29年11月 8 日

魚沼市議会議長 森 島 守 人 様

総務委員会

委員長 渡 辺 一 美

総務委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 所管事務調査について
(2) その他
- 2 調査の経過 11月8日に委員会を開催し、上記事件について調査を行った。
所管事務調査で、定員管理について執行部の説明を受け、質疑を行った。

総務委員会会議録

1 調査事件

(1) 所管事務調査について

・定員管理について

(2) その他

2 日 時 平成29年11月 8 日 午前10時

3 場 所 広神庁舎 3 階 301会議室

4 出席委員 大桃 聡、佐藤敏雄、大平栄治、渡辺一美、高野甲子雄、大屋角政、
遠藤徳一、(森島守人議長)

5 欠席委員 なし

6 説明員 森山総務課長、富永企画政策課長、渡辺財政課長

7 書 記 櫻井議会事務局長、磯部議会事務局次長

8 経 過

開 会 (10 : 00)

渡辺委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから総務委員会を開会します。これより議事に入ります。

(1) 所管事務調査について

・定員管理について

渡辺委員長 日程第 1、所管事務調査、定員管理についてを議題とします。最初に、資料が提出されておりますので、順次説明を求めます。資料に基づきまして、総務課長のほうから第二次魚沼市定員適正化計画部局別実績等について説明を求めます。

森山総務課長 (資料「第二次魚沼市定員適正化計画」及び「第二次魚沼市定員適正化計画部局別実績等」により説明)

渡辺委員長 ここまでのところで質疑はありませんか。

大桃委員 その他職員、金額ベース、これは千円単位なんですか。

森山総務課長 はい。千円単位です。

渡辺委員長 ほかにありませんか。(なし)では、次の説明に移ります。平成27年決算・定員管理関連・人件費関係比較状況について説明を求めます。

森山総務課長 （資料「平成27年決算・定員管理関連・人件費関係比較状況」により説明）

渡辺委員長 ただいまの説明に対しまして、質疑はありませんか。（なし） それでは、次の資料について説明を求めます。

森山総務課長 （資料「『会計年度任用職員制度』導入について」により説明）

3 ページをご覧ください。こちら職の整理ということですが、これが出てきた背景には、政府の働き方改革で同一労働、同一賃金というような話の中で法律が改正をされております。この法律については、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が改正されて、こういった職の整理をなささいというようなことが自治体に求められているということでもあります。主に一般職と非常勤職員の整理をきちんと、これからやっていくなさいということでもあります。こちらがこれから整理をしなければならない部分について大きく分けると、特別職を除くと4つに分けて整理をしていくというようなことでございます。その前に、今現在の市の職の状況であります。常勤の職員については正職員ということで、通常の常勤職員がいます。こちらについては、この表の中の左上の一般職といわれる常時勤務を要する職のところに当てはまります。それから正職員の中には、任期付職員と再任用職員という職員がおります。任期付職員につきましては、今現在は魚沼市にはおりませんが、以前文化会館の館長について、任期を決めて職員を担ったという事例がございます。また、再任用職員については、定年後、再任用を希望してお勤めいただくような職員が再任用職員ということでございます。なお、こちらの再任用職員についてもフルタイムで勤務をする職員と、それからフルタイムでない、6時間45分とかという時間を区切ってあるいは週1回休むというような、短時間労働職の再任用職員も現在おります。それから非常勤職員であります。非常勤職員についてはフルタイムで、7時間45分でお勤めいただく非常勤職員もおるわけですが、こちらにつきましては臨時的任用職員という取り扱いにしております。特にこういった職員については、災害が起きて、どうしても期限までに仕事を進めなくてはならない、あるいは税金の申告時期になって、期間を区切ってお願いをして勤めていただかなくてはならないというような、短期間で主に終了するような職員について、フルタイム7時間45分の臨時的任用をしている職員が、魚沼市では、ほとんどでございます。その他、それ以外の職員について非常勤職員ということで、おおむね6時間45分勤めていただくあるいは週20時間未満の勤務をしていただく方、それから宿日直の方、あるいは日々雇用の職員の方、そういった職員の方々を今現在、非常勤職員というような言い方をさせていただきます。今回、法律が改正をされた中で、大きく4つの部分にそれを分けるようにということで、これから進めなければならないことになっております。一般職の正職員については左側の一番上ということでございますし、再任用の職員、任期付職員については、左側の上と下という形になります。上と下の違いというのが、7時間45分を勤めるフルタイムの部分と、フルタイムでない6時間45分あるいはそれ以内の時間を勤めていただくパートタイムの職員ということで、上と下で分かります。それから主に非常勤の職員については、今度は非常勤という名称ではなくて会計年度任用職員というような名前に切り替わります。この会計年度任用職員としてフルに7時間45分勤められるのか、それ以内、6時間45分とか時間を区切ってお勤めいただくかということでパートタイムになるのか、そういった形でお勤めいただくということでもあります。今現在も、非常勤職員の長期間勤務をしていただく職員については、期末手当等も支給さ

せていただいておりますが、今回この職の整理をすることで、それぞれ任用する際に給料の格付けをきちんとやりなさい。それぞれの部分に応じて期末手当をきちんと出しなさい。その期末手当についても、それぞれの立場の中でどの程度の支給率等にするのかというのは、これから決めるということになります。しっかりとそういう部分も支払うようにということで法律の改正をされたということでございます。関連がありますので4ページもよろしいでしょうか。職の整理をして、これを運用する時期であります。平成32年4月1日、ここが改正法を施行する時期ということでございます。それまでに整理をして、なおかつ会計年度任用職員等については、それまでに募集をして、採用をして、32年4月1日からこういう形で運用していきなさいということでもあります。今回、国のほうから示された部分であります。4ページの左側になりますが、29年5月17日に改正法が公布され、6月下旬には改正に伴う職の整理のマニュアルが提示をされております。このマニュアルについては概要、おおまかな話が主でありまして、細かいところまで示されているものではありませんでした。29年度末までにこのマニュアルが改訂され、細かいところまで出たものが今後それぞれの自治体に示されるということでもあります。県の説明につきましても、今まで一回説明があっただけであります。来週にもう一回、県のほうで説明会があり出席してきますが、細かいところまで示されているという状況ではございません。そんなことで、それぞれの地方公共団体においては、この表の右側になりますが、臨時・非常勤職員全体の任用根拠の適正化、会計年度任用職員制度の整備といったところが、ほとんどまだ手をつけられていないと、中身をまずは確認するところの段階にいるという状況であります。今後、29年度中にそういった細かいところまで示された後、30年度でこういった部分について整理をし、検討を進め、32年4月1日に向けて作業を進めていくというようなスケジュールでございます。非常勤職員の今後の任用、採用については、このようなスケジュールで進めさせていただきたいということでございます。

渡辺委員長　ここまでの説明で質疑等はありませんか。(なし)次に、魚沼市定員適正化計画改訂スケジュール(案)について説明を求めます。

森山総務課長　(資料「魚沼市定員適正化計画改訂スケジュール(案)」により説明)

5ページになります。今までご説明をさせていただきましたが、定員適正化計画については今後も行っていく必要があるということ。定員はこれからも抑えていくという状況に変わりはございません。なお、正職員の定員適正化計画では、だんだん減らしていくというような状況ではありますが、非常勤職員その他の職員の人数等について、なかなか減ってこないという状況が今現在見えております。こういうところの計画についても、今後しっかり取り組んでいかなければならないと考えております。まず、それを進める意味でも市役所の組織機構を見直す。あるいは窓口を含む行政サービス体制を見直していく。それから保育園の運営について、具体的には民営化の計画をつくっていく。学校等については、通学区の再編、統合というようなところも視野に入れた計画づくりが必要ではないかということで、今後進める必要があるということでございます。そういったそれぞれの計画を早め早めに検討、策定を進める中で、定員適正化計画についても見直していく必要が出てくると考えておりまして、そういったスケジュールを、今回、案として出させていただきました。表の一番上にありますが定員適正化計画の改訂ということで、今現在37年度までの計画が改訂版として出しておりますけれども、今後、それぞれの部署での計画策定が進

んでいく段階で、現在の定員適正化計画も改訂、見直しをしていかなければならないと考えております。その中で、まずは市役所の組織機構であります、こちらについては平成32年4月から新たな庁舎一本化になるということで、現在庁舎一本化に向けた組織機構の見直しを進めております。その中で行政サービスを今後どうするか。分庁舎方式から一本化になることで、それぞれの分庁舎で行っていたサービス、窓口のサービス等も含めた検討も今進められているところであります。そこについては、30年度、31年度にかけて検討を進め、市民や議会への説明を行い、策定を進めて、移行準備を進めるというような今の計画であります。新体制に移行するのが32年4月ということです。保育園であります、今、教育委員会のほうでは保育園の民営化の計画策定を進めているということでありまして、まずは5年間の計画策定に取りかかっているということです。この5年間の中でどこまで保育園の民営化がされるかという部分は今、協議中、検討中ということでございますので、ここでは申し上げられませんが、この計画が策定されるのが30年度と聞いておりますので、その計画決定を受けて、定員適正化計画についても改訂を進めていく形となります。それから、学校の通学区の再編等についてですが、現在、出ているのが守門中と入広瀬中の統合が31年度ということで、今後また給食の部門であるとか、そういったところの計画が進められることにもなるでしょうし、学童保育などの部分の計画も見直し等が出てくる可能性があります。今回、これを示すところまで至ってないということで、この表の中には出しておりませんが、そういう計画をにらみながら定員適正化計画についても改訂をしていかなければならないということでもあります。定員適正化計画については、こういった計画をにらみながら30年度の後半から計画の見直しに入っていきたいということでもあります。31年度中には計画の見直し案を議会のほうにもお示しをしながら、32年度の計画実行に向けて進めたい。計画を実行するためには、31年度中に会計年度任用職員の募集等も行わなければなりませんので、そういった時期をしっかりとにらみながら、31年度の早い段階で見直しをきちんと行い、32年度に向かっていきたいということでございます。現在、数字的な部分については、ここでお示しをするわけにはいきませんで、大変恐縮でございますが、予定としてはこのようなスケジュールで進めたいということでございます。

渡辺委員長　それでは、この改訂スケジュール案についての質疑はありませんか。

大屋委員　一般質問でもやらしてもらった点ですが、行政サービスの体制、窓口等を含むという中に、受託者募集等が書いてありますが、これは指定管理の関係と理解していいんですか。

森山総務課長　今、市民センターで行っている住民票の発行とか、そういった発行業務がありますが、そういうところが、今度市民センターが、今の言い方では引き上げるとしてありますが、例えば広神、堀之内でやっていた市民センターの業務が全部引き上げてしまっただけとはいけないというようなことで、どこかでやらなければならないとなった場合に、職員が直営でやるのか、あるいは委託をして、していただくのかというような検討を進めております。それで委託をするという場合には、こういった受託者を募集する必要がでてくるので、今、そういうところもあるだろうということで、受託者募集等と書かせていただいております。

大屋委員　そうすると、まだ検討、協議の段階ですが、新しい庁舎ができた場合の窓口業務、

これについても、市長は指定管理も含めて今後検討していくという答弁がありましたけれども、それもやっぱり俎上にあがっているんですか。

森山総務課長 組織機構の検討の中には、内部の、庁内の検討の中にはそういう部分も若干出てきております。ただ、方向性がまだきちんと決まっていることにはなっておりません。

遠藤委員 庁舎の関係の資料がなくて、曖昧な質問になるかもしれません。32年4月1日から新庁舎での執務の体制になるときの、庁舎の中に入る人員の数値と、定員適正化計画の整合性というのは合っているのでしょうか。

森山総務課長 改訂版については、ある程度そういったところも含めた数字をにらんで入れてはございますが、正確な数字、きちんと決まった数字にはなっておりません。ですので、32年度以降の数字的な部分は、今度は人数が決定した段階で見直しをさせてもらうということになります。

遠藤委員 今、庁舎の計画の中では、一般職の庁舎に入る人数というのは何人で出ていましたか。

渡辺財政課長 私もきょう、そちらの資料を持ってこなかったんですが、確か320人だったか、325人という数字と記憶しております。

遠藤委員 今のところ、その数字とは合っていないくても、それも一応関連してくるという、目指す数値であるということではよろしいでしょうか。

渡辺財政課長 今回の325人というのは、現在、在籍している職員がそっくりシフトした、それを想定してつくりこんでおりますので、実際あと2年先、そのときに人数の、当然、変動が出てくると思います。例えば正職員は減るかもわかりませんが、逆に現在で言う非常勤的な方が増える可能性もあるということで、その辺もにらんだ中で人数設定をしているという状況でございます。

渡辺委員長 一通り説明をしていただき、質疑をしていただきました。全体を通して質疑等はありませんか。(なし) 委員長職を副委員長と交代します。

佐藤副委員長 引き続き質疑を行います。

渡辺委員 この全体の中で見させていただきますと、やはり非常勤職員が多い部門というところが教育委員会ということになるかと思っているんですけども、その中で非常勤職員という中の、教育委員会の大体でいいですので、どのような方々が非常勤職員としているのかお聞かせください。

森山総務課長 職種ということになるかと思いますが、子ども課でいえば保育園の保育士、学童保育の指導員といった方々、学校教育課においては学校の給食調理員、そういう方々が臨時、非常勤職員として多くなっていると思います。

渡辺委員 今ほどの説明ですと、それぞれの方々に、うちとしては法が変わった後もあまり変わらないのではないかなというような考え方、期末手当のあたりがあまり変わらないのではないかなというふうにも受け止められたんですけど、現在の処遇と、これが32年のときから変わるときというのは、どのくらい差が出てくると想定されますか。

森山総務課長 今現在、臨時、非常勤職員については6カ月を境として、それ以上お勤めいただいている方々には特別給与ということで、一般的にいう期末手当を出させていただいております。それが今後、新たな制度に変わるということになると、もちろん同じように今度は期末手当という形で出すということにはなりますが、その算定方法、いくらにな

るのかという部分については、まだ細かいものが来ておりませんので、今、この場でこうですということが言えない状況ですので、そこら辺はご容赦いただければと思います。

渡辺委員 このことを調査にする段階で、一番問題になっていたのが、やはり非常勤の処遇もそうなんですけれども、どちらかというと官製ワーキングプアという言い方、変なんですけれども、これからの同一労働、同一賃金、あるいは同じ時間の中であれば、時給あたり同じにしていくようなこともあったかと思うんですけれども、そういう中を踏まえて、例えば定員適正化の人数で、人数を減らしていかなければいけないというところと、臨時職員のほうがどんどん増えていってしまうというところについて、魚沼市としてはどのようにして捉えているのかというところ、今現在わかるところでいいんですけれど。

森山総務課長 この法改正によって会計年度任用職員制度を導入するということですが、この趣旨というのは、臨時、非常勤職員を適切な任用根拠に再設定をするということでございます。ですので、例えば保育園のクラス担任を持っている方であるとか、学童保育の指導員であるとかというような、そういう方々については任用根拠をきちんとすると、一般職員ではないのかというような話になる可能性もありますので、そういった部分については業務を委託するとか、民営化に持っていくというところが必要になってくる場合もあるかと思います。そういうところについては、やはり法律の趣旨というところを庁内でしっかりと共有した中で、そういう方向に進めるための計画を、それぞれの部署でつくっていただくということが必要ではないかと。それをできるだけ早く進めることが今度は定員適正化のほうにもつながっていくと考えておりますので、これは庁内でしっかりと情報を共有して、今後進めていく課題ではないかと考えております。

渡辺委員 そうしますと、一番問題になってくるのが、32年のときから始められるような体制をつくっていききたいということになると思うんです。一番多いところに、非常勤職員のところは教育部門で、ここの計画の中には保育所の民営化しかないんです。保育所の民営化だけでなく、例えば学童ですとか、調理員ですとか、そういったところの計画というのがここに載っていないんですけれど、そのことについて、しっかりと計画を立てていくようになっていないのはなぜですか。

森山総務課長 まだ不確定要素が多く、ここでは載せられないということで説明をさせていただきました。ここに載せていないというのは、そういう意味ですし、計画をしないということではないと思いますし、教育委員会でもそういった部分については今後検討していくものと考えております。

渡辺委員 ここに載っていないけれども、今後考えられることがあるということだと思っています。そのことを各担当課については、特に教育委員会が一番多いと思っているんですが、そのあたりもう一回、ここに載っているのが一つ二つしかないというところが、そのあたりをもう少し企画ですとか、総務課のほうから指導だとかはできないでしょうか。

森山総務課長 先ほども説明させていただきましたが、こういった定員適正化計画を進めるにあたっては、ほかの部署での計画づくりが必要であります。また法改正もありましたというところを、庁内で情報の共有をしっかりとすることを申し上げさせていただきましたので、今後、総務課のほうでは、そういう話はさせていただく中で、必要な計画等について検討をお願いしますというところは話をさせていただきます。

渡辺委員 それはいつごろされるのですか。29年度のところは書いてませんので、30年度か

ら策定をするとなっているわけですが、そういったことを今年度中くらいには、きちんとしていくべきではないかと思っているんですが、そのあたり、どのあたりできちんと職員に徹底して、計画がきちんとあがってくるようにするのかってあたりを聞かせていただければと思います。

森山総務課長 会計年度任用職員制度の導入に係るスケジュールの部分では、29年度末に改正されたマニュアルが、ある程度示される予定となっております。29年度末というところがありますので、そういった情報が入ってきて、総務課のほうでよく確認をしたうえで、29年度中に情報の共有ができるかどうかあたりは検討しながら、その前後で話ができるように、今後進めたいと考えています。

渡辺委員長 委員長を交代します。ほかに質疑はありませんか。(なし) それでは、きょうのところは、この議題につきましては今ほど話がありましたように、年度末にはある程度、国の方向性も示されるということですので、早い段階で各職員等にしっかりとこの法律の趣旨ですとか方向性ですとか、こういったことを話をさせていただきながら進めていただければと思います。引き続き、このことにつきましては、当委員会として調査をさせていただきたいと思います。

(2) その他

渡辺委員長 日程第2、その他を議題とします。執行部の皆さんのほうから報告事項等がありますでしょうか。

森山総務課長 ありません。

渡辺委員長 委員の皆さんからご意見、協議等はございませんか。

遠藤委員 委員のための委員会でありますので、こういった資料は、委員長は事前に見て、執行部との打ち合わせをして委員会に臨んでいるんでしょから、そういった資料の内容について質問があるならば、委員長のほうが先に執行部と打ち合わせをしてから委員会に臨んでいただけたらと思っております。委員のための委員会でありますので、委員がもう何も無いと言っているわけでありまして、その辺をくんでいただきたいと思います。

渡辺委員長 ご意見ということで伺わせていただきます。ほかにありませんか。(なし) 先日、メールで20日の勉強会のご案内をさせていただきました。これは、今回の議会報告会の中で出てきていた意見を調査させていただきたいということで、まだ総括は終わっていませんので、15日に総括があるかと思いますが、早い段階で調査というよりは今までの経緯を勉強させていただきたいということでしたので、委員会ではございません。ですので、委員会の皆さんにつきましても、正式な委員会というわけではございませんけれども、できれば皆さん方に出席をお願いしたいことと、ほかの議員の皆さん方にも参加の案内はさせていただきたいと思っております。

大桃委員 勉強会で、新ごみ処理施設に関する勉強会というのが来ているんだけど、この間説明があった以降のことが新たに出てくるのか。出てきますか。この前、説明受けたばかりなのにほかに出てくるのか。

渡辺委員長 案内は、新処理ごみ処理施設のこととなっているんですけども、そうではなくてリサイクルセンターのことについて、議会報告会の中で質疑があったということで。

遠藤委員　議会報告会であがったことであれば、これは議会全体の問題として承ってきたことでありますので、実行委員会できちんとランク付けされた中で、どの分野が扱うかというのを明確化をし、その流れの中でやっていただかないと、議会報告会をやっているプロセスを私どもが壊すわけにはなりませんので、そういうのであれば、きちんと総括をやり、ランク付けを先にし、委員会できちんと扱うことを皆さんから確認をしたうえで、委員会で取り扱うべきだと私は思いますので、その辺を考えていただきたいと思います。

大平委員　お前さんが勝手に、自分でもってどうしてくれなんてわけにいかんがんだて。それを言ってらんだて。

渡辺委員長　しばらくの間、休憩とします。

休　　憩（10：50）

休憩中に懇談的に意見交換

再　　開（10：55）

渡辺委員長　休憩を解き、会議を再開します。今後の委員会の持ち方についてですので、一旦委員会を閉じ、その後協議したいと思います。本日の会議録の作成については委員長に一任願います。本日の総務委員会はこれで閉会といたします。

閉　　会（10：55）